

裏面もお読みください。

令和6年度

送付内容

歯周病検診受診券

歯周病検診のお知らせ

登米市では、節目の年代を迎える40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、「歯周病検診」をご案内しています。

「歯周病」は、自覚症状が初期にないため、気づきにくい生活習慣病です。糖尿病や心臓疾患など、全身に影響を及ぼすことが明確になっており、早期発見が重要とされています。

この機会に「歯周病検診」を受け、健康寿命を延ばしましょう。

1. 検診期間 令和6年8月1日～令和6年12月31日

2. 対象者 令和6年度に下記の年齢に達する方

①40歳（昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生）

②50歳（昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生）

③60歳（昭和39年4月1日～昭和40年3月31日生）

④70歳（昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生）

3. 検診費用 無料（登米市が全額負担します）※検診後の治療は有料です。

4. 持ち物 ・「歯周病検診受診券」
・健康保険証（治療する場合は必要となります）

5. 受診方法 希望する市内協力医療機関（受診券裏面記載）へご予約の上、
令和6年12月末までの期間内に受診してください。

コロナ感染対策にも
お口の健康管理が大切です!!

「しっかり歯みがき!
年に一度は
歯科健診」
元気とめ!健康づくり宣言

お問い合わせ

登米市南方町新高石浦130
登米市市民生活部 健康推進課 TEL 0220-58-2116

令和6年7月 登米市長 熊谷 盛廣



（キリトリ線）

令和6年度

歯周病検診受診券

有効期限：令和6年12月31日



登米市長 熊谷盛廣



生年月日

氏名

対象

① 40歳（昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生）② 50歳（昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生）
③ 60歳（昭和39年4月1日～昭和40年3月31日生）④ 70歳（昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生）

※ この受診券を使用した場合は無料となります。受診券を使用しない場合は自己負担となります。

《歯周病検診が受けられる市内協力歯科医療機関》

必ずご予約の上、受診してください



※（ ）内は市外局番

町 名	医療機関名	TEL	町 名	医療機関名	TEL
迫町 (0220)	さとう歯科医院	22-8133	登米町 (0220)	登米歯科診療所	52-3420
	フジ歯科クリニック	22-7751		高橋歯科医院	52-3210
	高橋歯科クリニック	22-7411		おおさか歯科医院	34-6668
	ちば歯科クリニック	22-6007		かかの歯科医院	35-2552
	布施歯科医院	22-2048	中田町 (0220)	登米中田佐藤歯科クリニック	34-4888
	中江歯科クリニック	22-7767		グリーンヒルズ・デンタルクリニック	44-4611
	まつお歯科医院	28-2311		ゆうじろう歯科クリニック	23-8785
	梅ノ木・歯科クリニック	23-8805	米山町 (0220)	はら歯科医院	55-3313
南方町 (0220)	浅野歯科医院	29-6036		よねやま歯科	55-6480
	スマイル歯科	23-7756	豊里町 (0225)	佐藤歯科医院	76-0220
	みなみかた歯科医院	29-7020		登米市立豊里病院	76-2023
東和町 (0220)	東和歯科医院	53-3811	津山町 (0225)	津山歯科診療所	68-3244
石越町 (0228)	かさま第2歯科医院	34-3887			

令和6年6月現在



生涯おいしく・楽しく・健康に!! ～歯肉をきたえよう～

〈キリトリ線〉

【受診者の方へ】

- * 歯周病検診を受診する場合は、この受診券を使用してください。
- * 一度使用した受診券は使用できません。
- * 受診券を汚損、盗難、紛失した場合、記載された内容に変更があった場合はすぐ下記の問い合わせ先へ連絡してください。
- * 登米市から転出した場合は、この受診券は使用できません。

【協力歯科医療機関の方へ】

- * この受診券を受け取り後、歯周病検診票（登米市提出用㊟）の右上にホチキスで留めてください。
- * 検診終了後、受診券は関係書類と一緒に登米市市民生活部健康推進課に提出してください。

この受診券の使用に関する問い合わせのほか、紛失された場合等は
市民生活部健康推進課（0220-58-2116）までご連絡ください。